

平成 29 年 10 月 7 日制定

日本転倒予防学会 転倒予防指導士活動推奨事業規程

日本転倒予防学会

(目的)

第 1 条

日本転倒予防学会（以下、本会）は、転倒予防指導士による転倒予防に係る活動を支援し、転倒予防による国民の生活の質の向上と社会の活性化を図る目的で、転倒予防指導士の活動の推奨事業を行う。

(推奨活動の定義)

第 2 条

本会が認定した転倒予防指導士 1 名以上が企画もしくは実施の中心的役割を果たし、1 回もしくは複数回に分けて実施する転倒予防活動を推奨活動として認定する。企画内容が第 1 条の目的に適う企画内容であれば、実技や座学など実施の形態は制限しない。同様の企画を繰り返し実施する場合、一連の活動をもって一つの推奨活動とすることができる。

(申請者の要件)

第 3 条

本会推奨事業の認定を受けようとする者（以下、申請者）は、本会が認定した転倒予防指導士、もしくは転倒予防指導士 1 名以上を構成員に含む団体とする。申請者は当該活動の実施にあたって転倒予防指導士を適切に配置しなければならない。団体が申請する場合、転倒予防指導士が当該活動の企画または実施において中心的役割を果たしていることを示す資料を提示しなければならない。

(申 請)

第 4 条

推奨活動認定の申請は、当該活動の実施 6 ヶ月前までに申請者から本会宛に下記必要書類を提出完了することをもって受付とする。

- ① 申請書（本会指定書式）
- ② 審査料
- ③ 申請活動の企画書、活動計画書、予算書
- ④ 実施済みの同様の企画開催実績（新規企画の場合、不要）
- ⑤ 「日本転倒予防学会推奨活動」表示の使用範囲
- ⑥ その他希望する条件

(審査)

第5条

5-1 審査基準

次の事項のうち 1 つ以上に該当することを必要条件とし、総合的かつ専門的に審議し、採否を決定する。

- ① 申請活動が参加者自身または周囲の人の転倒予防に有益であること。
- ② 申請活動が参加者自身または周囲の人の転倒予防への関心を高めることができること。
- ③ 申請活動が、長年にわたる顕著な実施実績を有し、かつ重大な事故等トラブルを生じていないこと。
- ④ 申請活動の発展が、今後転倒予防に十分貢献しうる可能性を有していること。

5-2 審査員の選定

事業委員会が、転倒予防指導士基礎講習会メンバー1名以上と事業委員会1名以上を審査員として指名する。

5-3 審査手順

審査員は提示された資料を上記審査基準に照らして各自の専門知識に基づき審査し、審査レポートを事業委員会に提出する。事業委員会は全審査員の審査レポートに基づき、推奨活動の採否の決定、または改善の提言をする。改善の提言に対し、申請者が企画や計画の変更を申し出た場合、事業委員会は再審査を行う。再審査の申請は当該企画の実施日2ヶ月前までとする。

(審査結果の通知、登録)

第6条

6-1 審査結果の通知

審査結果は、採否に関わらず、理由書を添えて申請者に返信する。

6-2 推奨活動の認定

採択された申請商品について、次の手続きの完了をもって登録とする。

- ① 指定された手続書類の提出
- ② 登録料の納付
- ③ 推奨活動認定証交付

6-3 登録期間

推奨活動登録は、申請された企画の終了日までとする。同様の企画を繰り返し実施する場合、推奨活動登録は登録完了後1年間とする。

推奨活動を継続的に繰り返し実施する場合、申請者の申し出により追加審査なしに登録の更新を申請できる。

(推奨活動の実施)

第7条

7-1 推奨活動の実施

申請者は登録済みの推奨活動について登録期間に限り次の項目に定める実施が出来る。

- ① 当該活動が本会推奨活動であることの公告。
- ② 申請者制作の web ページ、リーフレット、パンフレット等印刷物、申請者が出稿する広告等への本会推奨活動であることの記載と第三者への配布。

7-2 学会ロゴマークの使用

実施にあたっては、本会推奨活動であることの文言に加え、本会ロゴマークを使用することが出来る。

7-3 登録期間満了後の掲示物・配布物の扱い

登録期間を満了した推奨活動に係る掲示物、web ページ、印刷物は、申請者が掲示、配布を終了する。掲示中もしくは未使用、未配布の印刷物は、申請者が可能な範囲で回収する。登録期間満了後に、実施した活動が推奨活動の認定を受けた事実を公告することは妨げない。

7-4 登録期間中の活動内容の変更

申請者が登録期間中に申請した活動内容を変更するときには、本会に報告しなければならない。

7-5 登録期間中の活動の中止

申請者が登録期間中に推奨活動を中止するときには、本会に報告しなければならない。

7-6 推奨活動の報告

申請者は推奨活動実施後に本会指定の書式にて実施報告をしなければならない。複数回に開催する活動については各年度末に年次報告書を提出しなければならない。

(再審査)

第8条

8-1 再審査の実施

事業委員会から否決もしくは改善提言を受けた申請者は、申請内容を修正し、再審査を請求することができる。当該活動実施2ヶ月前までに申請者が本会宛に修正書類を提出完了することをもって再審査受付とする。

8-2 内容変更による再審査

認定された推奨活動について、申請者が実施前に活動内容の変更を申し出た場合、事業委員会は再審査を実施する。再審査は事業委員会が行う。事業委員会は必要に応じて認定審査時の審査員または新たな審査員に意見を求めることができる。

(推奨活動認定の取消)

第9条

推奨活動に関し以下の事態が生じたとき、登録期間中であっても本会は推奨活動認定を取り消すことができる。登録期間後においても以下の事態が生じていたことが認められたとき、本会は推奨活動認定を取り消すことができる。

- ① 第8条8-2項に定める再審査の結果、不採用となったとき。
- ② 受審時の情報に重大な誤り、虚偽、不正が発見されたとき。
- ③ 受審時の計画からの変更により、転倒予防活動の目的を達成しないとき。
- ④ 消費者庁、国民生活センター、消費者生活センター、広告審査機構等の公的機関から販売方法、広告について不当や改善の必要の指摘を受けたとき。
- ⑤ 本会の名誉を著しく害する行為をしたとき。
- ⑥ その他、本規程、関連細則および実施に係る覚書に違反したとき。

(免責)

第10条

推奨活動に係る安全確保、内容の正確性に係る責任は申請者が負うこととし、推奨活動に係る事故、損害が発生した場合、本会はその賠償の責任を負わない。

(規程の改廃)

第11条

本規程の改廃は、事業委員会が理事会に提案し、理事会の議を経て、評議員会が承認する。